2026年9月15日時点

令和8年熊本地震_全木協による応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q.質問	A.回答
1	組合員外の仲間も一緒に参加できるか。	組合員のみとなります。この機会に加入を促してください。
2	賃金を会社に振り込むことは可能か。	労働者供給事業による賃金支払いは、就労者の口座に振り込みます。
3	今回就労するにあたっての通勤の形はどうなるか。	ホテル及び自宅から現場まで、日々の通勤となります。
4	熊本のホテルまでの県外交通費や行程泊、 ホテル、自宅から建設現場までの県内交通費(通勤)はどうなるか。	【県外交通費、行程泊】 ①ガソリン代＋②有料道路料金＋③行程泊(泊まった場合)をお支払いします。 ①ガソリン代…出発県の都道府県庁所在地から宿泊地の市役所までの往復旅費を支給します。 計算式は、往復の距離（km） ÷ 燃費設定値9km/L × ガソリン小売価格170.1円(2026年8月5日時点)で設定。1000円未満切り上げ。 ②有料道路…ナビタイムで算出した料金を1000円未満切り上げ。 ※有料道路の支払要件は20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど合理的な理由がある場合 ③行程泊…移動距離(都道府県庁所在地から宿泊地の市役所まで)が概ね600km以上、移動時間が概ね8時間以上のいずれかに該当する場合、片道7000円を宿泊費として加算し、1回目の賃金支払いとともにお支払いします。 【県内交通費/通勤】 ガソリン代・有料道路代 宿泊場所または自宅から就労現場までの往復旅費相当額（ガソリン代、有料道路代）を支給する。 往復の距離(km)÷燃費設定値9km/L×ガソリン小売価格170.1円（2026年8月5日時点） ※自宅から現場までの移動時間が30分程度以上で、20分程度の時間短縮になるなど、合理的な理由がある場合
5	自宅から前泊するホテルまでの移動方法は電車や飛行機でも可能か。	就労にあたって、ホテルから建設現場までは個々での移動をお願いするので、ご自身の車での移動をお願いします。個人、乗り合いは問いません。
6	車中泊をすることは可能か。	シングルルームのホテルを手配しておりますので、不可とします。
7	労働時間と残業時間の取り扱いはどうなるのか。	基本的な就労時間は8時から17時30分(休憩時間90分あり)とし、労働時間は8時間となります。 酷暑による熱中症対策で、始業・終業時間を調整する場合があります。 全建総連として過重労働にならないよう対応します。 残業時間の発生は基本的な労働時間8時間以上からとなります。
8	複数回現地入りする場合の交通費は出るか。	原則として5日以上間隔があった場合に往復交通費を支給します。
9	宿泊代は就労者が支払うのか。	就労者が宿泊代を支払う必要はありません。主幹事工務店が支払います。
10	宿泊場所から建設現場までの移動方法はどうなるか。	ご自身の車で移動してもらいます。バスなどは用意しません。
11	就労最終日の労働時間は何時までか。	就労最終日については、同日中に遠方まで帰宅する場合は、15時での終業申出をすることができますが、基本的には現場就労の疲労なども考慮し、最終日就労後は宿泊の上、翌日お帰りいただくことを推奨します。
12	朝食の支援の有無。	ホテルによって、朝食が付いているところと付いていないところがあります。 朝食が付いていないホテル、また、始業時間の前倒しの関係でホテルに朝食が付いていても時間的に食べれない場合は、1日当たり1000円を賃金とあわせて支給します。
13	昼食、夕食の支援の有無。	ありません。各自で購入をお願いします。
14	持参工具のフルハーネスは必要なのか。	❶❷❸❹の現場については平屋でしたが、❺❻の現場については、2階建てとなります。 始めから、持参工具としてフルハーネスをお願いし、平屋においても推進をしておりますが、2階建てを建設する際には着用が義務付けられます。 2階建てにおいては、フルハーネス着用が義務であることをご理解ください。

令和8年熊本地震_全木協による応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q.質問	A.回答
15	宿泊部屋は禁煙部屋ですか。	被災地支援であり、宿泊施設も限られた中での確保となっております。 各宿泊施設において、お部屋の禁煙・喫煙については、各ホテルにお任せをしております。 ご希望通りにならないこともあるかと思いますが、ご理解のほどお願い申し上げます。 また、他の方と両者同意の上、禁煙、喫煙のお部屋を変えていただくことは構いません。その際には、ホテルフロントに相談の上、ご対応ください。 加えて、禁煙部屋で喫煙をすることが無いように、重ねてお願い申し上げます。
16	前日入りの際のホテルのチェックインの時間の目安はありますか。	チェックインは、15時から18時を目安にお越しください。
17	労災の適用はどうなるか。	元請け労災になります。
18	出張労災となるか。	出張扱いにはなりません。 出張中の労災適用については、「事業主命令により通常勤務している場所を離れたとき、その過程全般は業務遂行性がある」と認められるため、業務を離れたホテル等でも労災認定がされています。 今回は通常勤務地が仮設団地建設現場になり、その場所が示された状態で雇用契約を結ぶため、現場からホテルの往復以外では労災認定されないものと見込まれます。
19	賃金の先払いはできるか。	対応できません。
20	休業手当は出るのか。	休業手当は日給の60%とします。 ※休業手当とは、現場の工程管理上やむを得ず休業を依頼する場合、労働基準法に準ずる休業手当を支払うものとします。荒天は休業手当の対象外です。
21	賃金支払いの締め日と支払日はいつになるか。	20日締めの翌月15日払いとします。
22	会社として対応したい(全員分の賃金を会社に入れてほしい)。	同じ会社のみなさんで従事いただくことは可能。一方、給与は個人に支払います(雇用)。
23	土日祝は閉所か。	働き方改革と現場監理改善の一環として、日曜日を指定休日(法定休日)とします。 ※状況により、日曜日に就労をお願いする場合があります。
24	法定休日（日曜日）以外の所定休日の取得方法を教えてほしい。	休日の申請は労働者本人が現場監督と相談の上、取得してください。また、取得日が決まりましたら、全建総連現地事務局にもご連絡ください。
25	作業指示は監督からなされるか。	監督等の指示に従ってください。
26	現場従事に必要な資格確認や安全衛生教育、また新規入場者教育は実施されるのか。	資格確認等は主幹事工務店(元請)の責任により実施します。
27	事前確認書、職務経歴等確認書は必ず提出する必要があるのか。	必要です。 各組合から就労者名簿とセットで事前確認書、職務経歴等確認書の提出をお願いしています(名簿登録と同時)。健康状態については最近1年以内の状況をお聞きしています。
28	レベル別賃金をの確認方法はどうしたらいいのか。	レベル別賃金は、労働契約締結日のレベル判定に基づく賃金が適用されることとなります。 確認のために、労働契約締結日までに、CCUSカード又は能力評価通知書を全建総連にお送りいただく必要があります。
29	CCUSに登録していない人も就労可能か。	就労者にはCCUSの技能者登録を義務付けることとします。 ※大工職であることの証明であり、今後のレベル別賃金の環境をつくることを目的に取り組みます。
30	組合担当者が就労初日に同行するべきか。	組合でご判断ください。ただし、現場に入場する際は全木協にあらかじめご連絡ください。全木協から現場監督に対し一報を入れます。
31	現場の振り分けは何日前にわかるか。	おおむね3日前にはお知らせできるよう努力します。
32	所得税の源泉徴収について教えてください。	就労者の源泉徴収の取り扱いについては、丙欄課税になります。 丙欄課税については、昭和41年に国税庁が通知した「建設労務者に支払う給与に対する源泉徴収所得税の取り扱い～」に基づいて、1年を超過しない限り丙欄を適用させていただきます。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/661227/01.htm

令和8年熊本地震_全木協による応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q.質問	A.回答
33	社会保険の適用について	今回の労働者供給において、社会保険の適用はありません。 社会保険の被保険者の適用除外には下記の要件があり、 ⑤の臨時的事業所の扱いになります。 事業所とは会社単位ではなく、営業所、支店単位をいいます。 仮設現場は、通常の業務とは別事業所という取扱いになります。 ・被保険者とされない人 厚生年金保険の被保険者とされない人は、下記のとおりですが、一定期間を超え雇用される場合は、「常用的に使用される」ものとみなされ、被保険者となります。 【要件】 ①日々雇い入れられる人 1カ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる。 ②2カ月以内の期間を定めて使用される人 当初の雇用期間が2カ月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、契約当初から被保険者となる。 ③所在地が一定しない事業所に使用される人 いかなる場合も被保険者とならない。（サーカスなど） ④季節的業務（4カ月以内）に使用される人 継続して4カ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる。（海の家、スキー場など） ⑤臨時的事業の事業所（6カ月以内）に使用される人 継続して6カ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる。（オリンピックなど）
34	荒天などによる休工はいつ教えて貰えるのか。	原則、休工となる日の前日の午前中までに現場監督が判断し主幹事工務店に相談・決定の上、就労者に伝えます。たとえば、9/17(水)が休工であれば9/16(火)午前中までに決定がされ、終業までに就労者に周知がされます。
35	荒天などによる休工の扱い、休日の考え方はどのようになるのか。	休日については、毎週日曜日が指定休日(法定休日)、その他の週1日が所定休日となります(労働契約書にも記載)。 たとえば、9/17(水)が休工となった場合は、所定休日の扱いとなります。
36	振込先の口座名義は、個人事業所の屋号付き口座でも良いですか。	労働基準法で、振込先口座名義は振込依頼者本人の口座でなければ振込できず、屋号付の口座等も不可となっています。 ・法人口座は賃金振込先として指定することはできません。 ・個人事業所でも、屋号の入っている口座にお振込みすることはできません。 現時点でご報告いただいている方の中で、上記に該当する方は振込先変更のご連絡を早急にお願いします。 ご理解のほどよろしくお願いします。
37	就業規則を閲覧することはできますか。	現場事務所に一定部数を備えています。現場監督に声掛けをした上で閲覧してください。

2026年9月15日時点

令和8年熊本地震_全木協による応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q.質問	A.回答
38	賃金と残業代について教えてください。	1.賃金と残業代 レベル別賃金を導入します。(20日締め翌月15日払い) レベル１　賃金日額26,000円、レベル２　賃金日額29,000円、 レベル３　賃金日額30,500円、レベル４　賃金日額32,000円。 1日8時間または週40時間を超える労働時間には残業代が支払われます。 レベル1の場合、 ・1時間あたりの残業代　26,000円÷8時間＝3,250円×1.25倍＝4,062.5円 ・起算日から就労6日目が日額の1.25倍(32,500円) ・法定休日(日曜日)は日額の1.35倍(35,100円) ※起算日＝毎週月曜日(日曜日を指定休日(法定休日)としていますので1週間でリセット)
39	雇用保険の加入について	雇用保険の加入は、本人の意思に関わらず、31日以上働く見込みがありかつ１週間の所定労働時間が20時間以上の方が対象です。 ・途中、就労を中断して帰られている方、週20時間以内の方などは除外します。 ・建設業における保険料率は、労働者負担7/1000、事業主負担11.5/1000 https://www.mhlw.go.jp/content/001211914.pdf また本来、雇用保険の被保険者番号は1人1番号となるため、現在雇用加入中の方は、現在の事務所で喪失届をだしてから手続きをとることになりますが、今回、手続きの便宜上、全員新規加入とさせて頂いています。保険料に関しては、支払った給与総額に保険料率かけるため、二重での保険料徴収はありません。 ただし、離職等の手続きの際に2つの番号が存在することになるため、時間のある際に整理をお願いします。
40	主幹事工務店を教えてください。	主幹事工務店は、株式会社エバーフィールドです。 熊本県熊本市南区城南町舞原195-22
41	送り出し教育の実施は必要ですか。	就労者の条件として、労働者供給事業の主旨と応急仮設木造住宅建設の目的を理解していることを設定しています。送り出し組合による送り出し教育を実施します。
42	8月24日（大工工事初日）はどのような作業から始まりますか。	3現場とも棟上げと確認しています。
43	ホテルの朝食が6時半からで食べてからだと、就労時間に間に合わないです。どうしたらいいですか。	下記のホテルの宿泊者については、始業時間から就労をしていただくためにも、8月24日より、ホテルの朝食代は付けずに、朝食代として1日当たり1,000円支給に変更します。 ①スーパーホテル熊本駅前天然温泉 ③ホテルクラウンヒルズ熊本
44	今、CCUSカードを持っていない人は就労できないですか。	CCUSカードを持っていない方でも、就労初日までにCCUSの技能者登録を申請していただければ就労が可能です（申請中で就労可）。 なお、カードが手元に届くまでの期間、就労履歴の蓄積はできません。

2026年9月15日時点

令和8年熊本地震_全木協による応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q.質問	A.回答
45	持参工具として、フルハーネスは必須ですか。	今後の着工では、平屋の現場が多いので、フルハーネスを持っていない方の就労を妨げることは致しません。 ⑤職務経歴等確認書の3.フルハーネスの特別教育の受講の有無（〇、×）について、必ず記載してください。 ×の方は、平屋の現場に割り振るようにします。
46	ホテルの駐車場代金の精算方法がわかりません。	宿泊施設の駐車場代金は一時的に各自で立て替えていただきます。 精算は、「資料3_駐車場代の精算書」に金額を記載し、領収書を添付の上、申請してください（給与と合わせてお支払いします）。 なお、精算書と領収書は、現場就労最終日に全建総連現地事務局か現場監督にお渡しいただくか、地元に戻られた後に全建総連本部までお送りください。
47	CCUSの技能者登録を申請し、現場に就労します。カードが届くまでの間の就労履歴は蓄積できますか。	元請が遡って就業履歴をつけることは可能ですが、事務負担上、不可としています。
48	就労決定後、全建総連から送り返された就労者名簿に記載の数字（①や❶）はどういう意味ですか。	①（白丸の数字）は宿泊施設、❶（黒丸の数字）は就労現場を示しています。 お送りしている「資料1_令和8年熊本地震における応急仮設木造住宅建設にあたって」に掲載の数字とリンクしています。 例：❶は、当尾仮設団地
49	現在、就労をしていて、1度地元に戻った後、再就労します。 再就労するまでに、CCUSのレベルが上がったら、賃金支払いの情報は更新されますか。	CCUSのレベルは、令和8年熊本地震・応急仮設木造住宅建設における就労初日（労働契約締結日）のレベルに基づき賃金をお支払いします。 遡りや就労期間中のレベル変更は行いません。